

岡山大学図書館中央図書館展示スペース利用要領

〔令和8年3月24日〕
館長裁定

- 第1 本要領は、岡山大学図書館中央図書館利用要項第2条第2項に基づき、岡山大学図書館中央図書館内の施設利用のうち、展示スペースの利用に関して必要な事項を定めるものとする。
- 第2 展示スペースは別表のとおりとし、展示できる資料等は、次のとおりとする。
- 一 学術的資料及び教育的資料
 - 二 学内の教育・研究活動に関する成果
 - 三 学内の文化・芸術活動を通じた知的交流の促進に係るもの
 - 四 学生の課外活動の成果
 - 五 その他本学の教育、研究及び学生の学習に資する資料で岡山大学図書館長（以下「館長」という。）が認めたもの
- 2 前項に関わらず、次に掲げるものは展示スペースに展示できないものとする。
- 一 法令及び公序良俗に反するもの
 - 二 販売促進等営利を追求することを主たる目的とするもの
 - 三 布教活動又は団体への加入を勧誘することを主たる目的とするもの
 - 四 第三者の著作権、肖像権、商標権 その他これらに類する権利を侵害するもの
 - 五 その他、館長が不適切と判断するもの
- 第3 展示スペースを利用できる者は、次のとおりとする。
- 一 本学の教職員
 - 二 本学の学生
 - 三 その他、館長が利用を認めた者
- 第4 展示スペースの利用を希望する者は、原則、利用開始予定日の12ヶ月前から3週間前までの間に岡山大学図書館（以下「図書館」という。）がウェブサイト上に用意した展示スペース利用申請用のフォームから申請し、図書館の承認を受けなければならない。
- 第5 展示期間は原則として2週間以内とし、延長を希望する場合は別途申請を行わなければならない。
- 第6 展示物の設置・撤去は申請者の責任で行い、展示期間中の管理も申請者が行うものとし、図書館は展示物に関する一切の責任を負わない。
- 第7 展示を学外に向けて広報する場合は、開館日や入館方法を明示するものとする。

第8 展示スペースの利用に際し、次の行為は禁止とする。

- 一 火気や危険物の持ち込み
- 二 申請内容以外の活動
- 三 他の利用者の妨げになること
- 四 その他、図書館が不適切と判断したこと

第9 図書館は、施設の管理運営上必要と認めた場合、展示スペースの利用を中止または変更することができるものとする。

第10 施設利用に伴う人的・物的事故、および展示物等の持ち込み品の盗難・破損・紛失について、図書館は一切の責任を負わない。展示スペースの設備損傷等が発生した場合、申請者はその責任を負う。

第11 本要領に定めのない事項については、図書館の判断により決定する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

展示スペース名	場所	スペース概要
展示書架	1階ロビー	両面展示書架1台
READ コーナー壁面	1階ロビー	ピクチャーレール付き展示壁2面
クスノキエリア	本館2階	ピクチャーレール付き展示壁1面、展示ケース2台
らせん階段書架	本館2階	書架